

浜松市農業委員会生産緑地法に係る買取り申出に伴う
農業の主たる従事者等の証明事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生産緑地法施行規則(昭和49年建設省令第11号)第5条において定める別記様式第2の備考1により、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の規定に基づき買取り申出をする生産緑地につき買取り申出事由である死亡又は農業に従事することを不可能にさせる故障を生じた者が、同条の規定に基づく農業の主たる従事者又は生産緑地法施行規則第2条の規定に基づく一定割合以上従事している者(以下「農業の主たる従事者等」という。)に該当する旨の証明事務を的確に処理するため必要な事項を定める。

(証明願)

第2条 証明書の交付を受けようとする者は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願(別記様式。以下「証明願」という。)を浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項に規定する証明願の提出があった場合は、買取り申出生産緑地を農業委員会総会(以下「総会」という。)に付議するものとする。

(事実の確認)

第3条 農業委員会は、前条第2項の規定により総会に付議するときは、買取り申出事由である死亡又は農業に従事することを不可能にさせる故障を生じた者が、農業の主たる従事者等に該当するか否かについて、次に掲げる方法のうち必要なものによる調査を行ったうえで、別に定める調書を作成し、事実の確認を行うものとする。

(1) 現地調査

(2) 家族又は本人に対する聴取

(3) 近隣の住民に対する聴取

(4) 隣接農地の耕作者に対する聴取

(5) 農協等に対する聴取

(6) 農業委員会の委員(以下「農業委員」という。) 浜松市農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)又は農業調査員の意見の聴取

(7) その他必要な事項

2 前項に規定する者が他の農業委員会の区域に住所を有する場合は、当該住所を管轄する農業委員会の意見の聴取又は現地調査等により事実の確認を行うものとする。

(総会における審議)

第4条 総会に付議された事実については、第3条に定める事実の確認結果、農地台帳等に記載されている従事者及びその従事日数等を参考に判断するものとする。

2 前項の規定による審議後の事案は、速やかに証明願の提出をした者に証明書(別記様式)を交付するものとする。

(専決事務処理)

第5条 会長は、総会の議決を経て証明を行った同一事案について再交付を行う場合、専決することができる。

2 会長は、前項の専決事項となった事案を速やかに事務処理し、証明書を再交付するものとする。

3 会長は、第1項で専決した事案については、次の総会に報告しなければならない。

(関係書類の整理)

第6条 会長は、審議・決定・専決事務処理に係る関係書類を整備し、保存しなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は総会において定める。

附 則

この要領は平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年7月1日から施行する。

別記様式（第2条、第4条第2項関係）

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願

年 月 日

（あて先）

浜松市農業委員会会長

住所

申出をする者

氏名

（電話番号 - ）

生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出をする下記の生産緑地について、買取り申出事由の死亡又は農業の継続を不可能とさせる故障を生じた下記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者（生産緑地法施行規則第2条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当する者を含む。）」であることを証明願います。

記

1 買取り申出事由が生じた日 年 月 日

2 買取り申出をする生産緑地

所在地	地目	面積（㎡）

3 買取り申出事由（死亡・故障）が生じた者

住所	氏名	申出者との続柄

- 4 添付書類 買取り申出をする生産緑地の土地登記簿全部事項証明書（写し可）
買取り申出事由の生じた者と申出者の関係を証する書類（写し可）
死亡（除籍謄本、住民票等） 故障（住民票等）
買取り申出事由を証する書類（診断書等）（写し可）
買取り申出をする生産緑地の場所がわかる位置図及び公図の写し
その他必要な書類

注 本願は、2部提出してください。（添付書類は、1部で可）

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書

上記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出のあった当該生産緑地に係る「農業の主たる従事者（生産緑地法施行規則第2条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当する者を含む。）」であることを証明します。

浜農委証第 号

年 月 日

浜松市農業委員会会長

生産緑地の主たる従事者等確認調書

1 買取り申出対象農地

所在地・地番	面積(m ²)	所有者住所	氏名

2 証明すべき従事者と買取り事由

住所	氏名	買取り事由

3 確認結果

番号	確認項目	確認方法	確認結果	特記事項
1	当該生産緑地の管理状況	農地台帳 又は現地調査	良好・放任・ 目的外使用	
2	当該生産緑地に係る証明すべき従事者の権利	権利関係を証する資料	所有者・その他	
3	主たる従事者との関係	関係を証する資料	本人・家族・ その他	
4	証明すべき従事者の耕作事実	1 農地台帳	適・否・不明	
		2 本人への聞き取り	可・疑義	
		3 家族への聞き取り	可・疑義	
		4 周辺農業者への聞き取り	可・不明・疑義	
		5 周辺住民者への聞き取り	可・不明・疑義	
		6 管轄農協への聞き取り	可・不明・疑義	
5	当該生産緑地の証明すべき従事者の従事日数	聞き取り		
農業の主たる従事者の証明可否			可・否	

農業委員・推進委員・調査員氏名